

【就学援助制度】 よくある質問

Q1 就学援助制度って何ですか？

A. すべての子どもが安心して学校生活が送れるように、経済的な理由によって小中学校へ通わせることが難しい保護者の方へ、学校生活に必要な費用（学用品費や給食費、校外活動費など）の一部を瑞浪市が援助する制度です。

Q2 制度の対象となる子どもは各世帯で一人ですか？

A. いいえ。瑞浪市立小中学校に在籍している子どもが対象となります。

Q3 外国籍の子どもも受けることができますか？

A. はい。国籍は関係ありません。

Q4 どんな手続きが必要ですか？

A. お子さんが在籍する学校に連絡をしてください。必要な書類をお渡しします。
申請時に校長との面談があります。ただし、状況に応じて居住地区の民生児童委員との面談を行う場合があります。認定審査は教育委員会にて行います。

Q5 小中学校に兄弟がいる場合はどちらに連絡をすればよいですか？

A. 小学校で手続きをしますので、小学校へ連絡をしてください。

Q6 申請期限はありますか？

A. 年間を通していつでも提出できます。ただし、当該年度の申請は2月初旬までです。
認定後も年度ごとに更新の手続きが必要となります。

Q7 どんな方法で受け取るのですか？

A. 保護者名義の口座に瑞浪市から学校経由で年3回(7月・12月・3月)振り込まれます。

Q8 学業成績は認定に関係ありますか？利用すると不利なことはありますか？

A. 成績は関係ありません。また、個人情報には確実に保護されます。